

子育て支援の基盤強化

～安全・安心な子育て環境が少子化対策の基盤である～

子ども・子育て支援環境の充実

H27: 1,824,090千円 → H28: 2,021,141千円 (+197,051千円)

国制度

H27: 1,765,458千円
H28: 1,986,146千円 (+220,688千円)

<ハード>

新 放課後児童クラブの整備促進[整備箇所数の増]

<ソフト>

新 病児保育事業[箇所数の増]

放課後児童健全育成事業[対象施設数の増]

地域子育て支援拠点事業[利用児童数の増]

単県制度

H27: 58,632千円
H28: 34,995千円 (△23,637千円)

<ソフト>

新 病児保育事業[箇所数の増]

・学童地域支援事業

・放課後児童クラブ障害児受入サポート事業

・放課後児童クラブ宿題サポート事業 など

子ども虐待の連鎖防止

H27: 43,557千円 → H28: 53,655千円 (+10,100千円)

里親制度の推進

H27: 7,361千円
H28: 7,341千円 (△20千円)

①里親の新規開拓

新 里親推進出前講座の実施 [回数の拡大]

②里親の委託推進

新 里親委託等推進委員会の開催 [回数の拡大]

③里親支援の強化

新 里親委託後のフォローアップ研修[回数の拡大]

ファミリーホーム開設支援

H27: 0千円
H28: 8,000千円 (+8,000千円)

新 開設のための改修、設備整備、備品購入費支援
[H28年度: 1か所設置予定]

子ども虐待の防止強化

H27: 35,973千円
H28: 40,312千円 (+4,339千円)

条例の制定に伴う虐待防止の強化

①普及啓発

新 子ども虐待防止条例推進フォーラムの開催

②子育て家庭サポート強化

保育士等の人材確保・育成

H27: 1,379千円 → H28: 5,990千円 (+4,611千円)

保育士の確保

H27: 1,066千円
H28: 1,076千円 (+10千円)

①離職防止のための研修

・発達障害児研修

・3歳未満児サービス向上支援研修

②人材育成

・保育士試験実施回数の増(年1回→年2回)

地域の子育て支援の担い手育成

H27: 813千円
H28: 4,914千円 (+4,101千円)

子育て支援員研修

[全コースで実施]

放課後児童コース、地域保育コース、
社会的養護コース、地域子育て支援コース

ひとり親家庭等への支援の充実

H27: 0千円 → H28: 5,932千円 (+5,932千円)

子ども居場所づくり(貧困の連鎖防止)

H27: 0千円
H28: 5,932千円 (+5,932千円)

<概要>

保護者の就労により、夜遅くまで食事等ができるない子どもに対し、食事の提供や学習支援を行う居場所づくりを支援

<事業主体>

市町村(政令市、中核市を除く)

<補助経費>

報酬、賃金、需用費、使用料及び賃借料等

<補助率>

国1／2、県1／4、市町村1／4

<連携が可能な事業>

ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業

少子化危機突破プログラム～第1子の壁突破～

○結婚出会い・結婚サポート機能強化事業 《21,610千円》

現状・課題

出会いの場の提供、結婚サポーターの活用など、様々な視点から結婚を希望する若者を応援するため、平成27年8月におかやま出会い・結婚サポートセンターを設置した。今後も事業を拡大し、企業、関係団体とも連携した、結婚に対する前向きな機運の醸成を図る必要がある。

事業の内容

① 企業・団体間交流コーディネート事業

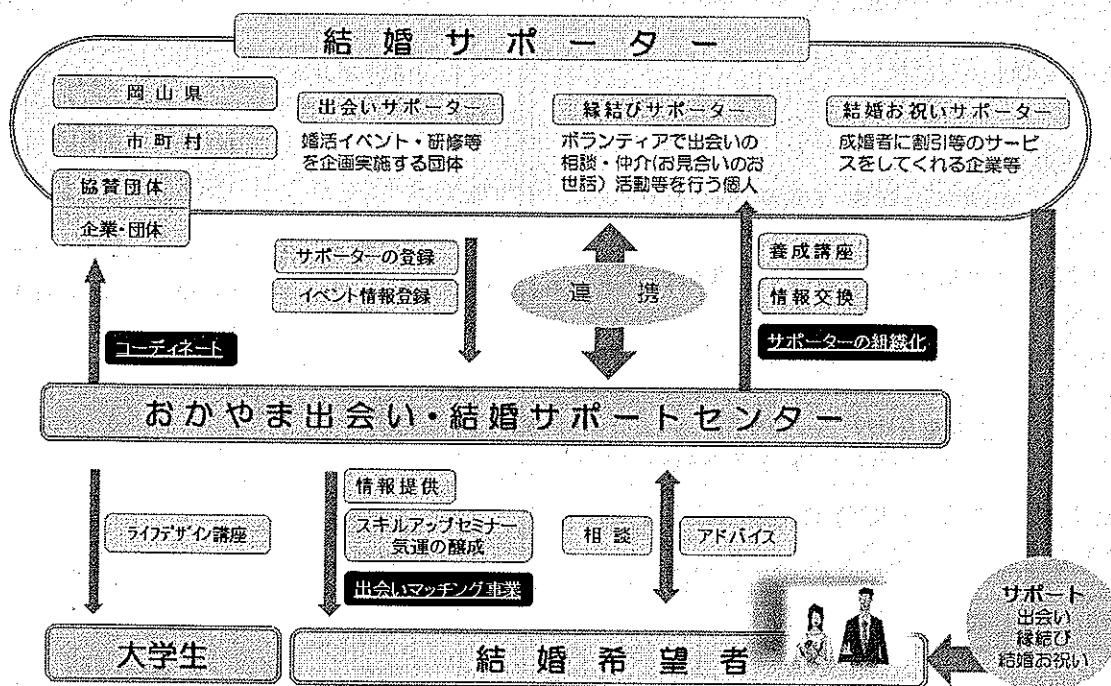
結婚支援コーディネーターを配置し、縁結びサポーターと連携、協力しながら、企業・団体の結婚に関する気運の醸成を図り、企業・団体、市町村間の出会い交流事業を進める。

② 縁結びサポーターに対するフォローアップの充実

縁結びサポーターを地域ごとにグループ化（身近な地域での組織化）を行うことにより、グループ内でのサポーター同士の相談や協力体制を整え、効果的な活動の推進を図る。

③ 出会いマッチング事業

結婚希望者に出会いの場を提供し、縁結びサポーターがフォローすることにより、成婚に向けた支援を行う。



少子化危機突破プログラム～第2子・第3子の壁突破～

現状・課題

- ・男性の長時間労働による子育て参加不足から、女性に子育てへの負担感があり、次の子どもを持つことへの不安がある。
- ・教育・保育にかかる経済的負担感から、複数の子どもを持つことを控える傾向がある。

対 策

第2子の壁を突破するための事業

- 新ワーク・ライフ・バランス推進事業～育児休業の取得促進に向けて～
《2,056千円》再掲
 - ・従業員の子育てを応援するイクボスを発掘することで、県内企業におけるイクボスの取組の推進を図る。
 - ・産業労働部、県民生活部と連携を図りながら事業を一体的に推進する。
【産業労働部】企業トップセミナーの開催、先進的な取組事例の情報提供
 (小冊子の活用、募集、掘り起しに向けた連携)
 - 【県民生活部】働き方改革企業サポート事業
 - 【保健福祉部】イクボス掘り起こし事業

第3子の壁を突破するための事業

- 新第3子以降保育料無償化事業 《300,000千円》

【概 要】

- ・3人以上の子どもを持ちたいと希望する世帯が、希望どおり出産できるように、3人以上の子どもを持つ多子世帯に対し、第3子以降の保育料無償化又は軽減を行い、経済的負担の軽減を図る。

【制度内容】

<対象児童> 現に扶養する子が3人以上いる世帯の保育施設に通う第3子以降の3歳未満児（0～2歳）

<対象施設> 保育所、認定こども園、地域型保育事業

<所得制限> なし

<算定対象> 第1子の年齢条件なし

<実施方法> 国制度を超えて、多子世帯の保育料の無償化又は軽減の拡大に取り組む市町村に対し、必要な経費の一部を補助する。

<補助基準額> 各年度の国の保育料徴収基準額

(政令市 「各年度の国基準額」×(「各年度の軽減率」-「H27軽減率」))

<補助率> 1/2 (政令市1/3)